

## 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 第2回 意見概要

※ 本資料は、本調査研究協力者会議（第2回）資料2「議論のための論点メモ（検討事項1関係）」に関し、第2回会議（令和2年1月15日開催）において十分に意見交換を行う時間がなかったため、会議後に事務局から各委員に対して、仮に意見交換を行う時間が残っていた場合に発言することを考えておられた事項について意見照会を行った際に、委員からご提出いただいた意見の概要を記載したものです。

### <論点1 教育課程の適切な編成・実施等に向けたガイドラインの在り方について>

- 高等学校学習指導要領解説に「通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等であることはいうまでもなく、通信制の課程の学習量は全日制・定時制の課程の学習量に相当するように添削指導の回数及び面接指導の単位時間数が定められている。」と表記されており、公立・私立を問わず各通信制高等学校が、それぞれ行っている自校の教育システムにおいて、具体的にどのような方法で、全日制・定時制と同等の学習の質・量を担保しているかを、自校のサテライト施設ごとに明示することなどを、ガイドラインに追記してはどうか。
- 生徒の多様化に答える形で、通信制の教育システムも多様化してきた。不適切な通信教育活動における問題（教育の質保証における問題）は、面接指導・添削指導回数等が不十分、或いは、規定数さえ行っていれば質は二の次といった教育姿勢に問題があるのではないか。
- 学習指導要領の総則解説に書かれている「通信制の課程の質と量は全日制・定時制の質と量と同等である」という観点から、面接指導と添削指導に関する記載内容を見直し、特に添削指導について、1回あたりの生徒の学習量（1回あたりのレポート量）についてガイドラインに明示する必要があるのではないか。
- 現在のガイドラインは、前文に「学校の主体的な学校運営改善や所轄庁が指導監督するときの参照とする指針」と記載されていることから強い拘束力はないと考えられるが、今後質の向上に向けて所轄庁の指導力を期待するためには、ガイドラインの位置づけを再考する必要があるのではないか。
- ガイドラインに、所轄庁の役割や第三者評価の活用について、より明示的に表記する必要があるのではないか。
- 集中スクーリングの扱いを検討する場合、それを実施している私立通信制高校の考えも確認したい。
- ガイドラインを確実に周知するためには、国が所轄庁向けの説明会を実施したり、Q&Aを作成したりすることや、全国高等学校通信制教育研究会の研究大会で更なる周知を図ることなどが考えられるのではないか。

- 単位を認定するにあたって必要な学習時間は全日制・定時制・通信制課程による違いはないので、(個人の能力の差は前提としてあるものの) 1本のレポートにおける学習内容の基準として、標準的な学習に要する時間の目安を設定できないか。
- スクーリングのあり方、試験実施のあり方などのモデル(グッド・プラクティスとして)を示すことはできないか。

#### <論点2 教育の質の確保・向上を図るための学校評価の在り方について>

- 論点1についての点検等を、監督官庁が全国にわたり実施するのは大変な労力が必要と思われる。また教育の質保証・向上は、各校の建設的な姿勢が何よりも不可欠であり、その意味においても、自発的な第三者評価の必要性は高い。但し、第三者評価の必要性を強く感じている高等学校も、現状では一定経費が必要となる第三者評価を導入し難い状況がみられる。第三者評価の実施義務化について、まずは必要性の高い通信制高等学校から検討してはどうか。
- 学校評価は質の確保向上に向けて必要不可欠であると考えため、本来であればすべての課程において第三者評価の実施と公開を義務付けるべき。すべての課程での実施が早急に実現できない場合においても、広域通信制や株式会社立通信制といった通信制の課程の特殊性を鑑みて、ガイドライン等において実施を義務付ける必要がある。
- 各校の学校関係者評価、第三者評価について、ガイドラインの浸透策・質の向上策として項目を絞った上で、実施後には各校HPに掲載することとしてはどうか。
- 所轄庁以外に、各学校の状況を点検するとともに質の向上について意見を述べるができるような、第三者機関をつくるべきではないか。
- 学校評価については重点目標を絞った改善型の自己評価が文部科学省のガイドラインでも求められているが、広域通信制高校の現状を踏まえると、当面は共通の評価項目を設定し、一定程度網羅的な課題発見型の自己評価の共通フォーマットを作成してはどうだろうか。
- 第三者評価については実施主体が課題になる。都道府県の枠を越える問題が発生しているのであるから、本来であれば国の機関として評価機関が設置される方が良いように思える。また、第三者評価を活用した行政担当者のスキルアップを図るような工夫も必要ではないか。

#### <論点3 所轄庁における指導監督等の充実・強化について>

- 通信制の課程の質の確保・向上を実質的に推進するためには、現状は私立学校の独自性等から一定の権限を持った指導力の発揮は難しい状況にあることも踏まえ、少なくともガイドライン等を活用して所轄庁による指導監督を明示的に位置づけるなど、一定の法的権限を付与する工夫を行う必要があると考える。

- 他都道府県にあるサテライト施設について、認可所轄庁同士での情報交換や指導監督権の相互付与、認可基準の統一など、法整備を伴う取り組みが必要と考える。
- 所轄庁の体制として、通信教育の知見を有している職員の配置が十分でないところがある以上、第2回会議における佐藤委員からの発表にあったように、「私立学校法」を考慮に入れた方策を検討することが必須であること、通信制高校の設置に関する基準が甘く自由度が高すぎるため「高等学校通信教育規程」の見直しが必要であること、ガイドラインで徹底させたい内容はより具体的に記載すべきであること、といった点は部分的に必要と考える。
- 所轄庁に学習指導要領等を熟知した指導主事をおくべきではないか。
- 所轄庁が把握した情報のうち、他都道府県にあるサテライト等に関する情報（所属生徒数・氏名・出身中学校等を含む）をその都道府県に提供（共有）すべきではないか。
- 学校の調査に入る権限をそのサテライトがある都道府県にも持たせるべきではないか。

<論点4 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境の在り方について>

- 特別な教育的配慮を要する生徒の増加に対して、学校でできることには限りがあるため、行政機関や外部教育機関、医療、福祉との連携は不可決ではないか。
- 通信制高等学校に配置する教職員等の数について、改善を図っていくべきであり、まずは教員・養護教諭の設置の基準を検討してはどうか。
- 標準法における通信制の教職員数を増やすべきではないか。
- 多様な生徒であっても、基本的な学習のあり方（自学自習を基本とした、レポート添削、スクーリング、試験）にあまりに柔軟性を持たせすぎていることが今日の混乱を招いている要因ではないか。それを確保した上で、合理的な配慮が必要な生徒にはそれに応じた対応をするための教育環境のあり方を考え、それが基準化できるものかどうかを検討する必要があるのではないか。